

改正	昭和53年7月7日規則第55号	昭和54年3月26日規則第13号
	昭和56年10月1日規則第78号	昭和61年11月1日規則第97号
	昭和62年3月20日規則第9号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年1月19日規則第4号	平成元年3月31日規則第68号
	平成2年12月6日規則第70号	平成3年1月24日規則第9号
	平成4年4月28日規則第59号	平成6年12月20日規則第119号
	平成10年3月24日規則第22号	平成12年3月29日規則第104号
	平成13年1月5日規則第1号	平成13年7月10日規則第91号
	平成13年8月24日規則第96号	平成14年3月29日規則第50号
	平成14年8月13日規則第85号	平成15年4月30日規則第63号
	平成15年10月17日規則第116号	平成16年2月27日規則第7号
	平成16年6月29日規則第112号	平成17年3月31日規則第28号
	平成17年3月31日規則第40号	平成17年7月1日規則第75号
	平成17年9月30日規則第99号	平成20年3月31日規則第16号
	平成21年3月31日規則第21号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	平成23年3月18日規則第8号

北海道自然環境等保全条例施行規則をここに公布する。

北海道自然環境等保全条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 道自然環境保全地域（第2条—第28条）
- 第3章 環境緑地保護地区等及び記念保護樹木（第29条—第34条の3）
- 第4章 特定の開発行為の規制（第35条—第46条）
- 第5章 監視体制（第47条・第48条）
- 第6章 雑則（第49条—第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 道自然環境保全地域

（道自然環境保全地域の最低面積等）

第2条 条例第14条第1項第1号の規則で定める面積は、100ヘクタールとする。

2 条例第14条第1項第2号の規則で定める面積は、50ヘクタールとする。

3 条例第14条第1項第3号及び第4号の規則で定める面積は、5ヘクタールとする。

4 条例第14条第1項第5号の規則で定める土地の区域は植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号の規則で定める面積は5ヘクタールとする。

（道自然環境保全地域の指定等の案の告示）

第3条 条例第14条第4項（同条第9項及び条例第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）道自然環境保全地域の名称

（2）道自然環境保全地域（区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域

（3）道自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第15条第4項において準用する条例第14条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項につ

いて行うものとする。

- (1) 保全計画の決定又は変更の案の概要
- (2) 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所
(公聴会)

第4条 知事は、条例第14条第6項（同条第9項、条例第15条第4項及び条例第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の日3週間前までに行うものとする。

第5条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第6条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第7条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第8条 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

第10条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（道自然環境保全地域における保全のための施設）

第11条 条例第16条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
 - (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
 - (3) 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設
 - (4) 給餌（じ）施設及び養殖施設
 - (5) その他知事が必要と認める施設
- 一部改正〔平成12年規則104号〕

第12条 削除

削除〔平成12年規則104号〕

（特別地区内における行為の許可申請書）

第13条 条例第17条第3項の規定による許可の申請は、別記第2号様式の特別地区内行為許可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

（特別地区内における許可を要しない木竹の伐採）

第14条 条例第17条第3項ただし書の規則で定める木竹の伐採は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張する際、道自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて知事が指定する伐採の方法及びその限度内で行うものとする。

（特別地区内の行為の許可基準）

第15条 条例第17条第3項の許可は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める基準に適合していると認めるときに行うものとする。

- (1) 工作物を新築すること。

- ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）
- （ア） 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - （イ） 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）
- 当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ 次に掲げる工作物
- 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- （ア） 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備
 - （イ） 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設
 - （ウ） 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設
 - （エ） 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設
 - （オ） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
 - （カ） 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）
 - （キ） 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設
 - （ク） 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第19条第1号カにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設
 - （ケ） 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
 - （コ） 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設
 - （サ） 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第10号及び第19条第8号を除き「道路」という。）であって、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
 - （シ） 道路を管理するための建築物
 - （ス） 鉄道、軌道又は索道
 - （セ） 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）
 - （ソ） 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設
 - （タ） 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設
 - （チ） 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
 - （ツ） 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
 - （テ） 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設
 - （ト） 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
 - （ナ） 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
 - （ニ） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
 - （ヌ） 教育又は試験研究を行うための工作物
 - （ネ） 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設
 - （ノ） 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路
 - （ハ） 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

- (ヒ) 宗教学法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教学法人令(昭和20年勅令第719号)の規定による宗教学法人のこれに相当する工作物
- (フ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- (ヘ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)
- (ホ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
- (マ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
- (ミ) (ア)から(オ)まで、(キ)から(ク)まで、(ス)又は(ソ)から(ハ)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
- (ム) 条例第17条第3項の規定による許可を受けた行為(条例第21条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物
- エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)
- (i) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りではない。
 - ① 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地
 - ② 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
 - ③ 現に存する建築物の敷地である土地
 - ④ ①又は②の土地に隣接する土地(道路又は水路を挟んで接する土地を含む。)
- (ii) 当該普通建築物の高さが、10メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
 - ① 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
 - ② 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
 - ③ 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
- (iii) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200平方メートル(当該新築が(ii)の③の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が(i)の①又は②の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
- (iv) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)
- (i) 当該工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。
- (ii) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (2) 工作物を改築すること。
 - ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)
 - (i) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであるこ

と。

(ii) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 前号ウに掲げる工作物

当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(i) 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル（改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(ii) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(i) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

(ii) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 工作物を増築すること。

ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

(i) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(ii) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 第1号ウに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(i) 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(ii) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

① 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地

② 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(iii) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(i) 当該増築後の工作物の高さが、10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(ii) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う

土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 土地を開墾すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ 養浜のために土地の形質を変更すること。

カ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

エ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

オ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 木竹を伐採すること。

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(9) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(11) 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 災害の防止のために必要やむを得ない行為

イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

一部改正〔昭和62年規則9号・平成3年9号・12年104号・13年96号・14年50号・85号・17年28号・40号・22年17号〕

(非常災害の応急措置として行った行為の届出書)

第16条 条例第17条第6項の規定による届出は、別記第3号様式の非常災害応急措置届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図を添えなければならない。

(特別地区内における既着手行為の届出)

第17条 条例第17条第8項の規定による届出は、別記第4号様式の特別地区内既着手行為届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国、道又は市町村の行為)

第18条 条例第17条第9項第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 砂防法第1条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- (2) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- (3) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- (4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- (6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさせないものに限る。）。
- (7) 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であって、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第21条第1項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
- (8) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- (9) 国、道又は市町村が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔平成3年規則9号〕

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第19条 条例第17条第9項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
 - ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給じ台若しくは給水台を設置すること。
 - イ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - ウ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
 - エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号アからウまで、サ若しくはシに掲げる施設（同号アに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ウに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又はこれらの規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第17条第3項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第21条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。
 - オ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規定に基づき標識を設置すること。
 - カ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
 - キ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
 - ク 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、

- 線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ケ 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。
 - コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
 - サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
 - シ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
 - ス 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
 - セ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
 - ソ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
 - タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
 - チ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
 - ツ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
 - テ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
 - ト 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
 - ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
 - ニ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(ア)から(ウ)まで又は(ク)に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築又は増築後において(ア)から(ウ)まで、又は(ク)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
 - (ア) 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
 - (イ) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの
 - (ウ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 - (エ) 旗ざおその他これに類するもの
 - (オ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 - (カ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
 - (キ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
 - (ク) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
 - ヌ 条例第17条第3項の規定による許可を受けた行為（条例第21条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
 - ネ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
 - (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - イ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
 - ウ 国、道又は市町村の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
 - エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学に

あつては知事に通知したもの)に限る。)

- (4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ウ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (5) 木竹を伐採をすることであつて次に掲げるもの
 - ア 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐(単木択伐に限る。)をすること。
 - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- (6) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
 - ア 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - イ 森林法(昭和26年法律第249号)第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排水すること。
 - ウ 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排水すること。
 - エ 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - オ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ク 船舶から冷却水を排出すること。
 - ケ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排水すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - コ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
 - サ 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの
 - ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- カ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- キ 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- ク 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- ケ 国、道又は市町村の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限り。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為
- イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次に掲げるものを除く。)
- (ア) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
- (イ) 用排水施設(幅員2メートル以下の水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
- (ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (エ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- (オ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (カ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- エ 国、道又は市町村の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- オ 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
- カ 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)
- キ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。))及び都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)
- ク 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ケ 工作物の修繕のための行為
- (10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第17条第3項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第17条第3項第6号に掲げる行為で第14

条の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附随する行為

一部改正〔昭和61年規則97号・62年9号・平成3年9号・12年104号・13年1号・96号・14年50号・15年63号・16年7号・17年28号・75号・22年17号〕

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国、道又は市町村の行為)

第20条 条例第18条第3項第4号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第21条 条例第18条第3項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第14条に規定する木竹の伐採

(2) 第19条第1号、第5号イからオまで又は第9号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為(同条第1号又は第9号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(3) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 国、道又は市町村の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

イ 学校教育法第1条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。)

ウ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

エ 建築物の存する敷地内で行う行為

(4) 前各号に掲げる行為に附随する行為

一部改正〔平成3年規則9号・16年7号〕

(野生動物の捕獲等の許可申請書)

第22条 条例第18条第3項第6号の規定による許可の申請は、別記第5号様式の野生動植物捕獲等許可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

一部改正〔平成3年規則9号〕

(普通地区内における行為の届出書)

第23条 条例第19条第1項の規定による届出は、別記第6号様式の普通地区内行為届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 条例第19条第1項の規則で定める事項は、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(工作物の基準)

第24条 条例第19条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物 高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル

(2) 道路 幅員2メートル

(3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ30メートル

(4) ダム 高さ20メートル

(5) 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ200メートル又は水平投影面積200平方メートル

(6) その他の工作物 高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル

(普通地区内において届出の対象となる木竹の伐採)

第25条 条例第19条第1項第6号の規則で定める木竹の伐採は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第1項又は第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う木竹の伐採

(2) 森林法第2条第3項に規定する国有林の区域のうち保安林等の区域に含まれない土地の区域内において行う木竹の伐採

(3) 森林法第2条第3項に規定する民有林の区域のうち保安林等の区域に含まれない土地の区域内において林業経営として行う木竹の伐採

一部改正〔平成12年規則104号〕

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国、道又は市町村の行為)

第26条 条例第19条第6項第3号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(普通地区内における届出を要しない行為)

第27条 条例第19条第6項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第19条第1号に掲げるもの(同号テ、ニ及びヌに掲げるものを除く。)

イ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ウ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

エ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

オ 条例第19条第1項の規定による届出(条例第21条第2項の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第19条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第4項の期間を経過したものに限る。)、この条の各号に掲げる行為又は第24条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 土地の形質を変更することであって次に掲げるもの

ア 第15条第4号イからオまでに掲げるもの

イ 第24条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ウ 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが2メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 第15条第5号イからオまでに掲げるもの

イ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが2メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が200平方メートルを超えないもの

(5) 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水道に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採することであって、第19条第5号に該当するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次に掲げるものを除く。)

(ア) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(イ) 用排水施設(幅員が4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が、4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ) 宅地を造成すること。

(オ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

(キ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

ウ 漁礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

エ 第19条第9号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあっては、建築物の新築を含む。）

オ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

(8) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔平成3年規則9号〕

(公社等)

第28条 条例第21条第1項の規則で定める公社等は、次に掲げるものとする。

(1) 独立行政法人水資源機構

(2) 北海道住宅供給公社

(3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された土地開発公社

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合

一部改正〔昭和53年規則55号・56年78号・61年97号・62年9号・平成元年4号・12年104号・15年63号・116号・16年7号・112号・17年99号・20年16号〕

第3章 環境緑地保護地区等及び記念保護樹木

(環境緑地保護地区等における行為の届出等)

第29条 条例第25条第1項の規定による届出は、別記第7号様式の環境緑地保護地区等内行為届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 条例第25条第1項の規則で定める事項は、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(工作物の基準)

第30条 条例第25条第1項第1号の規則で定める基準は、第24条に定めるとおりとする。

(環境緑地保護地区等において届出の対象となる木竹の伐採)

第31条 条例第25条第1項第6号の規則で定める木竹の伐採は、第25条に定めるものとする。

(環境緑地保護地区等における行為の制限の対象とならない国、道又は市町村の行為)

第32条 条例第25条第6項第3号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げるものとする。

(環境緑地保護地区等における届出を要しない行為)

第33条 条例第25条第6項第4号の規則で定める行為は、第27条各号に掲げるものとする。

(記念保護樹木に係る行為の届出書)

第34条 条例第28条第1項の規定による届出は、別記第8号様式の記念保護樹木行為届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面を添えなければならない。

(記念保護樹木に係る行為の制限の対象とならない国、道又は市町村の行為)

第34条の2 条例第28条第1項第3号の規則で定める行為は、第18条各号に掲げる行為に附帯して行う枝の切除及び葉の除去とする。

追加〔平成21年規則21号〕

(記念保護樹木に係る届出を要しない行為)

第34条の3 条例第28条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 枯損した枝の切除

(2) 危険防止の目的に照らして必要最小限度である枝の切除

(3) つる類の除去

(4) 野生鳥獣の保護増殖のために行う単箱の設置

追加〔平成21年規則21号〕

第4章 特定の開発行為の規制

(特定の開発行為)

第35条 条例第30条第1項の規則で定める行為は、1ヘクタール以上の1団の土地について行われるものとする。

(キャンプ場、乗馬場その他の施設)

第36条 条例第30条第1項第2号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) キャンプ場
- (2) 乗馬場
- (3) 射撃場
- (4) アーチェリー場
- (5) 車両競争場

全部改正〔平成20年規則16号〕

(特定の開発行為の許可申請書)

第37条 条例第30条第2項の申請書の様式は、別記第9号様式とする。

2 条例第30条第2項第4号の設計は、設計説明書及び設計図により定めなければならない。

3 前項の設計説明書は、設計の方針、特定の開発行為をする土地の区域(以下「開発区域」という。)内の土地の現況、土地利用計画、工事の概要及び施設設備(公共施設を含む。以下同じ。)の整備計画(公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。)を記載したものでなければならない。

4 第2項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域周辺の樹林、公共施設等の状況並びに地番	5,000分の1以上	天然色写真を添付すること。
計画平面図	地形、開発区域の境界、地番、樹林・公共施設の位置及び種類並びに形状、予定建築物の敷地の形状、樹林地の配置、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)の面の保護の方法、擁壁の位置及び形状、道路の位置及び形状、排水施設の位置、種類及び形状、防災施設の位置、種類及び形状、給水施設の位置、種類及び形状並びに縦断及び横断測量の測点、測線及び水準点	1,000分の1以上	
計画縦断図	距離、切土又は盛土をする前後の地盤線及び地盤高並びに勾配	縦200分の1以上 横1,000分の1以上	
計画横断図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前後の地盤線並びにがけ面の保護の方法並びに開発区域の境界	1,000分の1以上	(1) 高低差の著しい箇所について作成すること。 (2) 切土又は盛土をした土地の部分に生ずる高さが2

			メートルを超える がけについて作成 すること。
工作物の詳細図	擁壁、道路、排水施設、防災施設及び給水 施設の形状及び寸法	適宜	
土地利用計画求 積図	開発区域の境界及び開発区域の土地利用 区分	5,000分の1 以上	
建築物の概要図	開発行為に関する建築物の概要図(平面 図、正面図及び側面図)	適宜	

一部改正〔昭和62年規則9号・平成20年16号〕

(特定の開発行為の許可申請書の添付図書)

第38条 条例第30条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (2) 特定の開発行為をするための資金計画書
- (3) 申請者の資力及び信用を証する書類
- (4) 開発区域内の施設設備の管理計画書(次条第2号の同意を得たこと及び協議を了したことを証する書面を含む。)
- (5) 開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき当該特定の開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (6) 設計図を作成した者が次条第3号に規定する資格を有する者であることを証する書類

一部改正〔平成20年規則16号〕

(許可の基準)

第39条 条例第30条第3項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 開発区域内の土地又は当該土地にある工作物につき、当該特定の開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。
- (2) 開発区域内の施設設備が接続する公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該特定の開発行為又は当該特定の開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議を了していること。
- (3) 特定の開発行為に関する設計に係る設計図書が、次に掲げる資格を有する者により作成されていること。

ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

イ 学校教育法による短期大学において、土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

エ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

オ 知事がアからエまでに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

一部改正〔平成20年規則16号〕

(技術的細目)

第40条 条例第30条第4項の規定による技術的細目は、別表のとおりとする。

(特定の開発行為に係る審査会の意見)

第41条 条例第30条第7項の規則で定める特定の開発行為は、20ヘクタール以上の一団の土地について行われるものとする。

(許可標識の掲示)

第42条 条例第30条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る特定の開発行為に関する工事に着手したときは、当該工事の現場の見やすい場所に、第45条の規定による検査済証の交付を受ける日まで、別記第10号様式の許可標識を掲示しておかなければならない。

(変更許可申請書)

第43条 条例第31条第1項の規定による変更の許可の申請は、別記第11号様式の特定期間変更許可申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、第38条各号に掲げる図書(変更に係るものに限る。)を添えなければならない。

3 条例第31条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 工事の実施に関し、通常必要と認められるもの

(2) 災害の防止上又は環境の保全上特に支障がないと認められるもの
一部改正〔平成20年規則16号〕

(許可に基づく地位の承継の承認申請)

第43条の2 条例第31条の2第1項の規定による承認の申請は、別記第11号様式の2の申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第38条第2号から第5号までに掲げる書類を添付しなければならない。

追加〔平成20年規則16号〕

(着手等の届出)

第44条 条例第32条の規定による届出は、別記第12号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第32条の規定による届出は、同条第1号に係るものにあつては当該着手又は完了の日から1週間以内に、同条第2号から第5号までに係るものにあつては当該変更等をしようとする日の1週間前までに行わなければならない。

(検査済証の交付)

第45条 条例第33条の規定による完了検査の結果、当該特定の開発行為が条例第30条第1項又は条例第31条第1項の許可の内容に適合していると認めるときは、別記第13号様式の特定期間開発行為検査済証を当該特定の開発行為の許可を受けた者に交付するものとする。

(適用除外)

第46条 条例第36条第1項第5号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

(1) 海岸法第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域

(2) 河川法第6条第1項に規定する河川区域

(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画に基づく農用地区域

2 条例第36条第2項第5号の規則で定める特定の開発行為は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法第29条第1項第3号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う特定の開発行為

(2) 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第4条の認可を受けて行う特定の開発行為

(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の認可を受けて行う特定の開発行為又は同法第14条の認可を受けた者が行う特定の開発行為

(4) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第46条の認可を受けた施行計画に基づいて行う特定の開発行為

3 条例第36条第3項の規則で定める者は、第28条各号に掲げるものとする。

一部改正〔昭和54年規則13号・平成13年91号・17年99号・20年16号〕

第5章 監視体制

(自然保護取締員)

第47条 条例第38条第1項に規定する自然保護取締員は、次の各号のいずれかに該当する職員のうちから任命するものとする。

(1) 通算して3年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者

(2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に

基づく専門学校において、生物学、地学、農学、林学、水産学又は造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した後、通算して1年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者

(3) 前2号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

2 条例第38条第1項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第3項各号、条例第18条第3項及び条例第19条第1項各号に掲げる行為について、その中止を命じ、又は条例第17条第3項第3号及び第5号から第7号まで並びに条例第19条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる行為について、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることとする。

3 条例第38条第2項の規定により自然保護取締員の携帯する身分証明書は、別記第14号様式とする。
一部改正〔昭和62年規則9号〕

(自然保護監視員)

第48条 条例第39条第1項に規定する自然保護監視員(以下「監視員」という。)は、知事が任命する。

2 監視員は、非常勤とする。

3 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、解任することができる。

5 監視員は、別記第15号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

一部改正〔昭和62年規則9号・平成12年104号〕

第6章 雑則

(身分証明書)

第49条 条例第56条第2項又は条例第57条第4項の規定により当該職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第16号様式又は別記第17号様式とする。

(指定章の交付)

第50条 知事は、道自然環境保全地域又は環境緑地保護地区等に係る土地(記念保護樹木に係る場合にあっては、樹木)の所有者に対し、別記第18号様式の指定章を交付するものとする。

(標識)

第51条 条例第58条第1項に規定する標識は、別記第19号様式による。

(書類の経由)

第52条 条例又はこの規則により知事に提出する書類は、次の表に掲げる部数とし、行為地を所管する総合振興局長又は振興局長(2以上の総合振興局又は振興局の所管区域に係る行為については、主な行為地の総合振興局長又は振興局長)を経由して提出しなければならない。

提出書類		部数
特別地区内行為許可申請書		2部
非常災害応急措置届出書		1部
特別地区内既着手行為届出書		1部
野生動植物捕獲等許可申請書		2部
普通地区内行為届出書		1部
特定開発行為許可申請書	第41条に規定する特定 の開発行為	4部 (行為地が2以上の市町村の 区域にわたるときは当該市町 村数に3を加えた部数)
	その他の開発行為	3部 (行為地が2以上の市町村の 区域にわたるときは当該市町 村数に2を加えた部数)

特定開発行為変更許可申請書	第41条に規定する特定 の開発行為	4部 (行為地が2以上の市町村の 区域にわたるときは当該市町 村数に3を加えた部数)
	その他の開発行為	3部 (行為地が2以上の市町村の 区域にわたるときは当該市町 村数に2を加えた部数)
特定の開発行為の許可に基づく地位の 承継の承認申請書	第41条に規定する特定 の開発行為	2部
	その他の開発行為	1部
特定開発行為着手(完了・着手時期の変 更・完了時期の変更・中止・再開・廃止・ 工事施行者の変更)届出書	第41条に規定する特定 の開発行為	2部
	その他の開発行為	1部

全部改正〔平成12年規則104号〕、一部改正〔平成20年規則16号・22年17号・45号〕

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

一部改正〔平成22年規則17号〕

附 則(昭和53年7月7日規則第55号)

- この規則は、昭和53年8月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に現に任命されている自然保護監視員に係る身分証明書は、昭和54年3月31日までに限り、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定による身分証明書とみなす。

附 則(昭和54年3月26日規則第13号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年10月1日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年11月1日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月20日規則第9号)

この規則は、(中略)、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年11月7日規則第107号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則(平成元年1月19日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月6日規則第70号)

- この規則は、平成3年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)第30条第1項の許可の申請がある場合において、当該申請に係る同条第3項各号に掲げる基準を適用するについて必要な技術的細目は、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則第40条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年1月24日規則第9号)

- 1 この規則は、平成3年1月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請され、又は交付されているこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則別記第5号様式又は別記第14号様式、別記第16号様式若しくは別記第17号様式による申請書又は身分証明書は、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則別記第5号様式又は別記第14号様式、別記第16号様式若しくは別記第17号様式による申請書又は身分証明書とみなす。

附 則（平成4年4月28日規則第59号）

- 1 この規則は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則別記第14号様式、別記第16号様式又は別記第17号様式による身分証明書は、平成4年7月31日までの間に限り、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則別記第14号様式、別記第16号様式又は別記第17号様式による身分証明書とみなす。

附 則（平成6年12月20日規則第119号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月29日規則第104号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成13年1月5日規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月10日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年8月24日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第50号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月13日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日規則第63号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第116号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則第28条第4号の規定は、平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成16年2月27日規則第7号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規則中雇用・能力開発機構に係る部分は、同年3月1日から施行する。

附 則（平成16年6月29日規則第112号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第40号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 7月 1日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 9月 30日規則第99号）

この規則は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則（平成20年 3月 31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成21年 3月 31日規則第21号）

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月 24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年 3月 31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成23年 3月 18日規則第 8号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 別表（第40条関係）

条例第30条第 4項の規定による技術的細目

1 森林に関する事項

（1） 一般的事項

ア 特定の開発行為の目的及び次に掲げる事項を勘案して、当該特定の開発行為をする土地の区域（以下「開発区域」という。）における植物の生育を確保する上で必要な樹木の保存、表土の保全その他必要な措置が講ぜられていること。

（ア） 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

（イ） 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

イ 開発区域内に次のいずれかに該当する箇所がある場合には、当該箇所に樹林地が存置されていること。

（ア） 崩壊又は地すべりのおそれのある箇所

（イ） 傾斜度が25度以上の箇所であって、その斜面がおおむね25メートル以上連続するもの

（ウ） 植生の回復が困難な樹林地

ウ 水源地等の周囲には、適切に樹林地が存置されていること。

エ 開発区域内における無立木地のうち必要があるものについては、植樹その他植生の回復に必要な植栽等が計画的に講ぜられるように措置されていること。

（2） 個別的事項

ア スキー場

- (ア) 開発区域内の樹林は、その伐採を最小限にとどめるとともに、原則として、開発区域の面積の40パーセント以上の面積（災害の防止又は環境の保全上特に必要がある場合は、それに相応する面積）の土地が樹林地として配置されていること。
- (イ) 土砂の崩壊、浸食、雪崩等の災害の生ずるおそれのあるところは、樹林が原状のまま保存されていること。
- (ウ) 皆伐する箇所にあつては、笹（ささ）、低木、下草等の地被を存置し、できる限り表土の改変を行わないこと。
- (エ) 整地を行った箇所は、地形、土壌、自然植生等の条件を考慮の上、植栽等の緑化措置が講ぜられていること。
- (オ) 開発区域の内周辺には、おおむね20メートル以上の樹林帯が配置されていること。

イ 工場用地

特定の開発行為の目的及び次に掲げる事項を勘案して、開発区域及びその周辺の地域の環境の保全上必要な緑地帯その他の緩衝帯が設置されていること。

- (ア) 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- (イ) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

2 地盤及び擁壁に関する事項

- (1) 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- (2) 開発行為によってがけが生ずる場合には、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように、勾配その他の措置が講ぜられていること。
- (3) 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。
- (4) 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締め固めその他の措置が講ぜられていること。
- (5) 著しく傾斜している土地（水平面に対し18度30分以上）において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。
- (6) 水源を地下水とする場合には、取水により周辺地域の地下水及びゆう水の枯渇又は地盤の沈下が生じないように措置が講ぜられていること。
- (7) 特定の開発行為によって生じたがけ面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。
- (8) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけのがけ面は、擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次のいずれかに該当するものがけ面については、この限りでない。

ア 土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の当該中欄に定める角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

イ 土質がアの表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え、同表の右欄に定める角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部

分。この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

- (9) (8)の規定の適用について、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。
- (10) (8)の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁を設置する必要がないことが確かめられている場合には、適用しない。
- (11) 設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積造その他の練積み造で措置されていること。
- (12) 擁壁の構造については、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条から第10条まで及び第14条の規定を準用し、措置されていること。
- (13) 特定の開発行為によって生ずるがけのがけ面は、擁壁で覆う場合を除き、風化その他の侵食が生じないように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。
- (14) 切土又は盛土をする場合において、地表水等によりがけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除するよう措置がされていること。

3 土砂流出防止施設に関する事項

- (1) 開発区域及びその周辺の土地の地形、地表等の状況を勘案して、特定の開発行為により多量の土砂の流出が予想される場合には、下流流域に対する災害を防止するための土砂流出防止施設が設けられていること。
- (2) 土砂流出防止施設は、設置の位置、構造及び規模が土砂を適切に抑止できるように措置されていること。
- (3) 土砂流出防止施設の設置計画、その構造及び品質（耐久性、強度等）については、別に告示する河川砂防技術基準又は治山技術基準に適合するように措置されていること。
- (4) 土砂流出防止施設は、開発区域の規模、開発後の地表の状況等より推定される流出土砂量から下流へ無害に流される許容流出土砂量（開発前の地形及び地表の状況から流出していたと推定される流出土砂量）を差し引いた土砂量に相当する土砂の流出を防止できるように設けられていること。
- (5) 流出土砂については、できる限り各部分で抑止するようにし、人家、農地、農業用施設、公共的施設等がある地域その他周辺の地域では5年分以上を、それ以外の地域では3年分以上の土砂を貯留できるように土砂貯留施設が設けられていること。
- (6) 土捨場における捨土の表面には、土砂の崩壊、流出等が生じないように捨土を安全に維持するための施設が設けられていること。
- (7) 特定の開発行為の施行に当たっては、処理中の土砂が降雨等により流出しないように防災施設が先行的に設けられていること。
- (8) 地形、地表等の状況から土砂流出の可能性のある溪流がある場合は、土砂流出防止施設を設けるほか、周辺の既存林地の保存その他土地利用上の土砂災害防止措置が講ぜられていること。

4 道路に関する事項

- (1) 開発区域内の道路は、開発区域の規模、形状及び周辺の状況等を勘案して支障がないように配置されていること。
- (2) 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配で措置されていること。
- (3) 道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝（こう）その他の適当な排水施設が設けられていること。
- (4) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下で措置されていること。ただし、地形その他特別の状況によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。

5 排水に関する事項

- (1) 開発区域内の排水施設は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は附随する廃水量及び地下水量から算

定した計画汚水量を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢（いつ）水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置するように措置されていること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることができる。

- (2) 開発区域内の排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外と下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続されていること。
- (3) 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の汚水は、原則として、暗渠（きょ）によって排出できるように措置されていること。
- (4) 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。
- (5) 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、がけ崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (6) 排水施設は、維持管理上支障がない場所に設けられていること。

6 河川に関する事項

- (1) 特定の開発行為によって開発区域の周辺及び下流流域に溢（いつ）水等の被害の生ずるおそれがある場合には、あらかじめ、河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持が行われるように措置されていること。
- (2) 河川工事は、河川管理者とあらかじめ協議して決定された降雨量（以下「計画降雨量」という。）に対して溢（いつ）水等の被害の生ずるおそれがないと河川管理者が認める地点まで行うように措置されていること。
- (3) 河川の構造については、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）並びに市町村長が定める普通河川及び準用河川の管理施設の設置に係る基準により、措置されていること。
- (4) 河川工事に必要な用地は、計画降雨量により定まる計画河道、築堤用地等の全面積を確保するように措置されていること。
- (5) 河川工事は、原則として、河川改修工事とし、地形上洪水調整池を設ける場合には別に告示する大規模宅地開発に伴う調整池技術基準に準拠し、築堤方式による場合には高さ3メートル以下とするように措置されていること。

7 その他

- (1) 開発区域内のし尿及び雑排水並びに一般廃棄物については、その処理が適切にできるように市町村と事前に協議がなされていること。
- (2) 給水施設に関する事業計画及び工事の設計については、開発区域を所管する市町村長とあらかじめ協議して定められていること。
- (3) 開発区域内に設ける消防水利施設については、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による消防に必要な水利の基準に適合するように措置され、かつ、当該区域を所管する市町村長とその設置、維持及び管理についてあらかじめ協議がなされていること。

一部改正〔昭和53年規則55号・54年13号・62年9号・平成2年70号・12年104号・20年16号・22年17号〕

別記第1号様式 削除

削除〔平成12年規則104号〕

別記第2号様式

（第13条関係）

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号・45号〕

別記第3号様式

（第16条関係）

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号・45号〕

別記第4号様式

(第17条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号・45号〕

別記第5号様式

(第22条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・3年9号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号・45号〕

別記第6号様式

(第23条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号・45号〕

別記第7号様式

(第29条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号〕

別記第8号様式

(第34条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・22年17号〕

別記第9号様式

(第37条関係)

全部改正〔平成6年規則119号〕、一部改正〔平成10年規則22号・12年104号・20年16号・22年45号・23年8号〕

別記第10号様式

(第42条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号〕

別記第11号様式

(第43条関係)

全部改正〔平成6年規則119号〕、一部改正〔平成10年規則22号・12年104号・20年16号・22年45号〕

別記第11号様式の2

(第43条の2関係)

追加〔平成20年規則16号〕、一部改正〔平成22年規則45号・23年8号〕

別記第12号様式

(第44条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号・平成元年68号・6年119号・10年22号・12年104号・20年16号・22年45号〕

別記第13号様式

(第45条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・54年13号・平成元年68号・20年16号〕

別記第14号様式

(第47条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・62年9号・63年107号・平成3年9号・4年59号〕

別記第15号様式

(第48条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・62年9号・63年107号・平成12年104号〕

別記第16号様式

(第49条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・62年9号・63年107号・平成3年9号・4年59号〕

別記第17号様式

(第49条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・62年9号・63年107号・平成3年9号・4年58号〕

別記第18号様式

(第50条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・62年9号・63年107号〕

別記第19号様式

(第51条関係)

一部改正〔昭和53年規則55号・63年107号〕